

高等学校 発達障害ハンドブック

LD、ADHD、高機能自閉症等のある
高校生の指導・支援のために



生徒の社会的自立

楽しく充実した高校生活

先生方の力を合わせて
特別支援教育に向き合しましょう。



発達障害のある生徒だけでなく、
すべての生徒の学びや自立につながります。

石川県教育委員会

本冊子の活用について

みなさん、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害についてご存じですか。

これらの障害のある生徒は、外見上、周囲から気づかれにくいために、様々な困難さや悩みを抱えながら、学校生活を送っています。

本県では、平成15年度より国の委嘱事業として、小・中学校で、発達障害のある児童生徒の支援体制整備に取り組み、平成17年度からは公立幼稚園4園、公立高等学校1校も加え、幼稚園から高等学校までの一貫した総合的な支援体制の整備に取り組んでいます。

この間、平成17年には、国として初めての発達障害に関わる法律である発達障害者支援法が施行されるなど、法的な整備も進んできました。

県では、高等学校の教職員が発達障害を適切に理解し、生徒一人一人の個性・特性に応じた指導・支援をする一助として、Q & A形式の発達障害ハンドブックを作成・配付することにしました。

みなさんが発達障害についての理解を深めるとともに、学校全体の取組として、多くの学校現場で活用されることを願っています。

目 次

本冊子の活用について

授業や学校生活において、気になる生徒はいませんか？	1
Q 1 高等学校における特別支援教育について教えてください。	2
Q 2 発達障害について教えてください。	3
Q 3 なぜ、発達障害の特性に配慮した指導・支援が必要なのか教えてください。	4
Q 4 学習面における配慮について教えてください。	5
Q 5 行動面における配慮について教えてください。	6
Q 6 対人関係面における配慮について教えてください。	7
Q 7 青年期の発達段階を考慮した対応にはどのようなものがありますか？	8
Q 8 校内支援体制の整備はどうすればよいですか？	9
Q 9 校内での効果的な指導・支援のポイントについて教えてください。	10
Q10 関係機関との連携・協力はどのようにすればよいですか？	11
Q11 県内の相談機関・医療機関等について教えてください。	12

<参考・引用文献>

授業や学校生活において、学習面や行動面、 対人関係などで気になる生徒はいませんか？



今、目の前にいる生徒の実態把握が支援のスタート！

学校生活の中で、このような行動やつまずきを示す生徒は少なくありません。近年、そうした生徒の中に、「発達障害」のある生徒が含まれていることが明らかになってきました。

こうした生徒の将来の社会的自立や進路実現のためには、まず、教職員一人一人が発達障害の特性を正しく理解し、今、目の前にいる生徒の状況を的確に把握することが大変重要です。

**あなたの気づきと理解が
生徒一人一人の指導・支援へとつながります。**

Q1 高等学校における特別支援教育について教えてください。

国の調査では、小・中学校において約6%の児童生徒に発達障害の可能性があると報告されており、このような生徒の多くが高等学校に進学している状況にあります。高等学校においても、教職員が発達障害を適切に理解することは大変重要な教育課題です。

1 生徒理解の一つの視点として発達障害を理解する。

高等学校では、これまででも不登校の生徒や反社会的行動、低学力等多様化する生徒に対する生徒理解と対応に取り組んでいます。このような対応の視点の一つとして発達障害を加えていくことが効果的です。

教師のちょっとした配慮や対応で、かなりの生徒の困難さが軽減され、前向きに生きていこうとする自信と意欲が育まれ、生徒一人一人の充実した高校生活につながります。

将来を担う若者を皆さんで支えていきましょう。

2 青年期の発達と本人の生き方を大切に支援する。

高等学校という青年期にある生徒は、「みんなと同じでありたい」と思う気持ちが強く、「できないこと」や「苦手なこと」ばかりを指摘することは、自己評価を低下させてしまうおそれがあります。

生徒なりの生き方や行動、考えを否定しすぎることなく、本人が自分の得意・不得意に気づき、自己理解を深め、より良い自己イメージの形成を促す関わりが大切です。

3 生徒の将来的な社会自立と進路実現をめざす。

高等学校は、進路面においても大変重要な時期です。そのためには中学校や保護者から情報を得たり、関係する専門機関や就労支援機関と連携しながら、生徒の高校卒業後の進路実現を意識した指導・支援に努めることが必要です。

Q2 発達障害について教えてください。

1 発達障害の定義（発達障害者支援法 H16.12.10より抜粋）

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他、これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの

発達障害の診断は医療機関が行い、教職員が判断・診断することはできません。

2 発達障害のある生徒は、さまざまなつまずきや悩みを抱えながら、日々の学校生活を送っています。

発達障害は生まれつきの脳の機能障害であり、保護者の養育態度や本人の努力不足ではありません。また、その実態は成長とともに変化します。障害にとらわれず、生徒本人をしっかりと見て、その困難さに気づくことが大切です。

対人関係面のつまずき ～高機能自閉症・アスペルガー症候群～

場の雰囲気や相手の意図、暗黙のルールがわからない。
一方的な会話をしたり、自分のペースで話したりしてしまう。
予定変更や教室変更があると、どうしていいかわからなくなる。
友達と仲良くしたいが、うまくいかない。等

学習面でのつまずき ～学習障害（LD）～

教師の話や指示をうまく聞き取れない。
教科書等の行をとばして読んでしまう。
板書された内容をノートに正しく書き写すことができない。
勉強に対する劣等感があり、自分に自信がもてない。等



行動面でのつまずき ～注意欠陥多動性障害（ADHD）～

注意集中が苦手で、レポートなどの提出期限が守れない。
座席に座っていても、身体の一部が常に動いてしまう。
余計なことまでつい口に出してしまう。等

Q3 なぜ、発達障害の特性に配慮した指導・支援が必要なのか教えてください。

発達障害のある生徒は、脳の発達の偏りやゆがみ等があるため、他の生徒とは違う独特の「見方」「捉え方」「感じ方」があることや得意なことと困難なことの差が大きいといわれています。

1 生徒が充実した高校生活を送るために。

例えば、自閉症のある生徒は、予定されている活動に見通しをもてないことに大きな不安があるといわれています。

教師が何度も口頭で説明するよりも、予定されている活動をスケジュールで確認したり、文章で説明したりする方が効果的です。

このように、多くの場合、本人が学校生活に戸惑いを感じながら生活しており、その状況も一人一人に違いがあります。

教師が生徒の状況と傾向を把握し、充実した高校生活を送るためにも、発達障害の特性に配慮した指導・支援に心がけましょう。

2 生徒の自信と自己有能感を育てる。

発達障害のある生徒は、何度も同じような失敗をしてしまうため周囲からの叱責や注意を受けることが多く、本人の自己意識がかなり低下していることも少なくありません。

まず、本人の自信と自己有能感を高めるために、どのような関わりや手だてが効果的なのかという視点を持ちましょう。

さらに、障害やできない部分にばかりに目を向けず、本人の良さや興味関心、得意な能力を最大限に生かす視点を持ちましょう。

3 特別視しない教師の姿勢が大切です。

発達障害があるために示す特性や傾向の一部は誰にでもあります。

ただ、その特性や傾向が他者よりも強いために、うまくできない困難さと悩みを持っている生徒達です。

発達障害があることを特別視しない教師の姿勢が大切です。

Q4 学習面における配慮について教えてください。

学習意欲の乏しい生徒や学習障害がある生徒は、日々の授業の中で「授業がよくわからない」「何度聞いても覚えられない」など、学習全般に意欲と自信を失っていることが少なくありません。

生徒一人一人の学びの様子や苦手さを把握し、わかりやすい授業を工夫することで、クラス全体の学習意欲の向上へとつながります。

1 授業における配慮や工夫が効果的です。

配慮や工夫の例	効果
・授業のはじめに本時の内容を黒板の端等を書く (例：1 実験、2 班協議、3 発表 等)	落ち着いて参加できる
・大切な箇所は注目を促してから発問や指示をする	聞きもらしが減る
・発問や指示、説明は短く簡潔にする ・指示や課題を板書やメモに書く	わかりやすい 確認しやすい
・ルビをふる、区切り線を入れる、単語を囲む ・文字や記入欄を大きくする、間隔をあける	読みやすい 書きやすい
・板書の工夫：大切なポイント課題を必ず書く ・色チョークを活用する、黒板を半分ずつ使う	ノートがとりやすい
・予め「何分ぐらい」と時間の目安を示す ・話のポイントを押さえるよう促す	まとめて話すようになる

2 ワークシートや定期テスト等の配慮や工夫が有効です。

テストでは、そのままの様式では十分に力を発揮できないこともあるため、ちょっとした配慮や工夫が有効です。

配慮や工夫の例	効果
・文字のポイントを大きく、ゴシック体等を使う	読みやすい
・行間を広めにとる、できるだけシンプルにする	書きやすい
・問題の近くに解答欄がある ・解答欄を設問ごと太枠にする	書き間違いが減る
・絵や図、写真等を活用する	イメージがわく

Q5 行動面における配慮について教えてください。

自分勝手と思われる行動を示すなど、行動面で困難さのある生徒は他者を意識したり、周囲の状況を判断して行動することが苦手です。

そうした生徒には、自己理解を促し、今、何をすべきか、どう行動すれば良いかなど、その都度、具体的に教えることが大切です。

1 予定等の変更に極度の不安を示す。些細なことにこだわる。

1日の授業や行事予定などはわかりやすく教室内に掲示し、予定変更がある場合は、早めに伝える。

生徒に強い「こだわり」がみられる時は、教職員間で情報を共有し、学校生活上支障となる場合には、改善に向けて本人と十分に話し合う機会をもつ。

2 授業に集中できない。自分勝手な行動がある。

1時間の授業内容や課題を明確にし、見通しが持てるようにする。

授業をいくつかの展開に分けて実施（発問、グループ協議、発表小テストなど）する。

自分勝手と思われる行動についても、頭ごなしに叱るのではなく「何をしたかったのか」まず、本人の思いを聞くことが大切です。

その上で、本人が取るべき行動を自分で考えるよう促す。

3 忘れ物が多い。レポートなどの提出期日が守れない。

本人の意識を向けさせてから、簡潔に約束事を伝える。同時に、メモ帳を活用すると良い。

生徒によっては、レポートなどの課題があったこと自体を忘れている場合があるので、提出期日前に本人に確認する。

約束事は、口頭だけでなく、黒板の隅やサブ黒板に書き留める。



Q6 対人関係面における配慮について教えてください。

自閉症など対人関係で困難さのある生徒は、一般的に、対人関係の経験を積み重ねながら適切な人間関係づくりをすることが苦手で、同じような失敗を繰り返してしまう傾向があります。

周囲から不適切と思われる行動をなかなか修正できず、また、本人もそのことで悩む傾向があります。周囲の者が具体的な場面をとおして、その都度適切な関わり方を丁寧に教えることが重要です。

1 対人関係が上手くいかない。友達とトラブルが多い。

本人が周囲とうまくできないことに悩んでいる場合が多いので、困ったことがあればいつでも相談できることを事前に伝えておく。

「うまくいかなかった」場面を振り返り、どのように行動すれば良かったかを本人と一緒に考える。

基本的な会話の仕方や友達への誘いかけなど、当たり前と思えるような人間関係の基本的なやりとりを繰り返し教えていく。

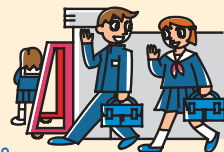
2 繰り返し注意してもわからない。

「ちゃんとしなさい」「高校生らしくしなさい」などの曖昧な言葉ではなく、守るべきことを具体的に簡潔に伝える。

複数の注意事項や指示を一度に出さないようにする。

本人に伝えたことがしっかり理解されているか、本人の言葉で確認するなど、本人の自己意識を高める。

言葉だけで何度も注意するのではなく、本人が取るべき対応や行動を文章で確認する。



3 自分の非を認めない、相手の嫌がることばかり言う。

友達などとのトラブルは休み時間や放課後に多い。そうした行動が多い生徒であることを周囲の教職員が共通理解する。

問題となった事柄の因果関係を本人と相手との関係で図式化して説明し、相手の気持ちや周囲の戸惑いを教えていく。

本人が興奮しているときは、静かな場所に移動させて、気持ちが落ち着いてから話を聞く。

Q7 青年期の発達段階を考慮した対応にはどのようなものがありますか？

青年期には自分を客観的に見つめるようになりますが、発達障害のある生徒はその認識が弱かったり、偏っていたりする傾向があります。

学校において、本人を理解する人の存在や相談室などの環境があることが大変重要です。本人の思いを受け止め、疎外感や二次障害が深刻にならないように配慮しましょう。

1 本人の内面を理解するように努め、自己理解を促す。

内 容	支 援 の 例
生徒の内面を理解する	これまでの経緯や思いを十分に聴く、不安や悩みを聴く。 (「～つらかったんだね、～が心配なんだな。」等)
本人の自己理解を促す	得意なことや苦手なことなど、自分の傾向や自分らしさに気づくようにする。本人を肯定的に受け止め、ポジティブな考えを促す。 (「～はできているね。～しようと思っているんだね。」等)

2 自分の行動や気持ちをコントロールする力を育む。

内 容	支 援 の 例
ストレスマネジメント活用	緊張や不安を軽減する手段や本人なりのリラクゼーションの仕方を見つける。(腹式呼吸、スポーツ、音楽を聴く、相談する等)
ソーシャルスキル等の獲得	ふるまい方や集団でのルール等について、本人と向き合い、丁寧に話し合う。他者との付き合い方や挨拶等を具体的体験から学ぶ。

3 本人と周囲の生徒との関係に配慮する。

本人へ障害名を伝えることは、本人の意思を十分に尊重し、保護者と医療機関とが連携しながら、特に慎重な配慮をもって行う必要があります。

ただ、学校生活を送る中で、周囲の適切な理解が必要な場合があります。その際には、障害からではなく、個人差として受け止め、「誰にでも得意なことや苦手なことがある」、「生徒一人一人の存在や考え方は基本的に尊重されるべきである」等をしっかりと押さえることが大切です。

Q8 校内支援体制の整備はどうすればよいですか？

1 特別支援教育の趣旨理解と校内支援委員会を確立する。

学校長はじめ教職員が特別支援教育の趣旨を理解し、既存の生徒指導委員会等を活用した校内支援委員会を組織します。

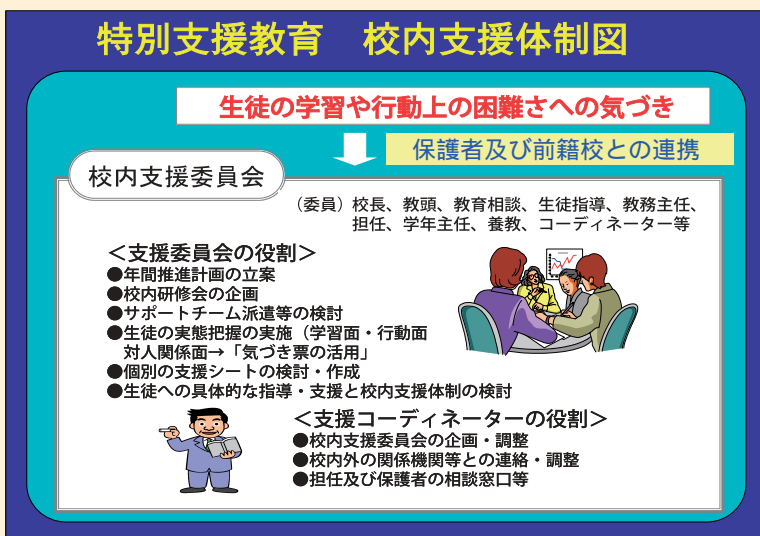
特に、不登校支援との関連も視野に入れ、生徒指導や教育相談との連携・協力を一層深め、学校全体で取り組むことが必要です。

2 教職員の発達障害の理解と適切な実態把握をする。

教職員一人一人が発達障害のある生徒が示す特性や傾向を理解することが大変重要です。さらに、支援コーディネーターを中心に「気づき票」等を活用し、複数の視点で生徒の実態把握に努めましょう。

3 気になる生徒の情報共有と支援の共通理解を図る。

気になる生徒の支援にあたっては、校内支援委員会が中心となり、担任だけでなく、各教科や生徒指導、部活動担当等から情報収集を行い、生徒への支援策の検討と共通理解を図りましょう。



Q9 校内での効果的な指導・支援のポイントについて教えてください。

担任や教科担当者が支援の必要性に気づいた場合、一人では十分な支援を行えない場合があります。一人で抱え込まず、学年会などで話題にしたり、支援委員会を中心に学校全体で考えることが有効です。

下記のように、生徒の状況に応じた支援を行うことは、発達障害のある生徒に限らず、不登校の生徒への支援にも効果的な場合があります。

1 生徒の状況に応じた、段階的な支援が効果的です。

区分	支援の例	学校の対応の例
支援1	授業や学級活動などでの声かけや配慮	気になる生徒の情報共有 気づき票等による実態把握
支援2	個別の指導・支援の実施 (学習面・行動面・対人関係面等 カウンセリング、教育相談)	校内支援委員会での支援会議 支援策の検討、個別の支援シートの作成 相談室の機能の充実
支援3	外部の専門機関と連携した 指導・支援の実施	外部機関と連携した校内支援会議 (相談機関、専門機関、学校等)
支援4	外部の専門機関と連携した 指導・支援の実施	本人・保護者・外部機関を含めた校内 支援会議(本人、保護者、学校等)

支援区分は、生徒の学習面や生活面等のつまずきや困難さから総合的に判断します。

2 気づき票や個別の支援シートを活用しましょう。

(1) 気づき票で生徒の状況を把握する。

気づき票を積極的に活用し、担任や教科担当者等の複数の視点から、苦手な部分や得意な部分などの生徒の状況を把握します。

(2) 支援策を検討し、個別の支援シートを作成する。

校内支援委員会で、生徒の状況や特性に応じた支援策を検討し、個別の支援シートを作成することが有効です。短い時間でも、立場の違う者が話し合うことで、色々な支援策を講じることができます。

(3) 個人情報の保護と情報の引き継ぎが大切です。

事例検討会の配付資料等には実名を載せることを控え、資料は事後回収します。個人情報は個人ファイル等で適切に管理し、必ず次年度に引き継ぐようにします。

Q10 関係機関との連携・協力はどのようにすればよいですか？

1 保護者及び外部の関係機関等との情報共有を図る。

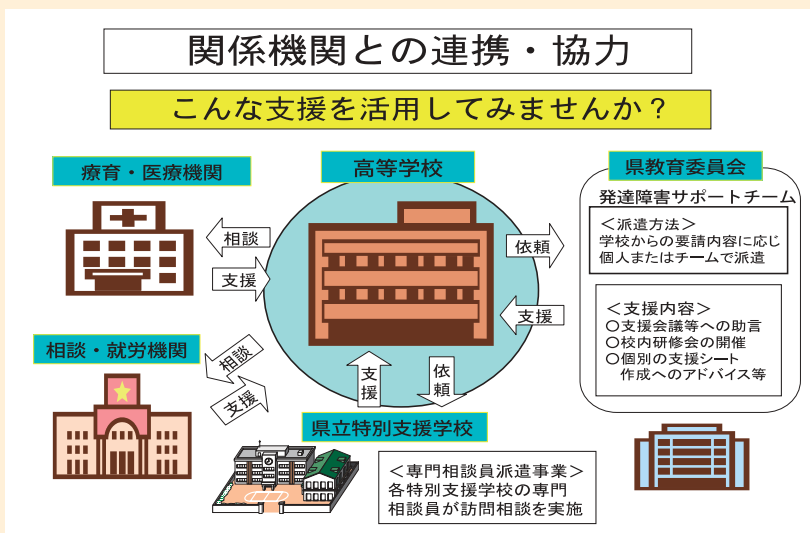
発達障害のある生徒への指導・支援には、校内支援委員会が中心となって、中学校及び保護者、さらに外部の関係機関等と連絡を取りながら、生徒にとって必要な情報の共有化を図るようにします。その際には個人情報保護に留意するようにします。

2 医療・相談機関等の専門的な視点を学校教育に生かす。

県内には、発達障害に係る相談・医療機関等（Q11参照）があります。学校での対応だけでなく、必要に応じて専門的な視点からのアドバイスや支援策の提案を学校教育に生かすことも大切です。

3 支援コーディネーター等が窓口となり、連絡・調整を図る。

関係機関との連携には、校内支援委員会での協議を踏まえ、支援コーディネーター等が窓口となって、連絡・調整を図るようにします。



発達障害サポートチーム：高等学校を対象にした発達障害支援のためのサポートチーム（委員：大学教官、医師、言語聴覚士、指導主事等）

Q11 県内の相談機関・医療機関等について教えてください。

発達障害等にかかわる県内の主な相談・医療機関

生徒のことで気になることがあれば、下記の相談・医療機関等にご相談下さい。専門機関との連携・協力により、生徒の実態に応じたよりよい指導・支援を進めることができます。

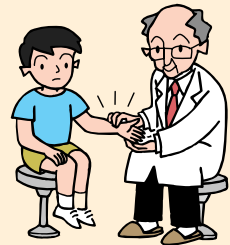
< 主な相談機関 >



石川県教育センター教育相談課	TEL(076)298-1729
石川県発達障害支援センター	TEL(076)238-5557
発達障害者支援センター「パース」	TEL(076)257-5551
小松市教育センター	TEL(0761)24-8124
石川県中央児童相談所	TEL(076)223-9553
石川県七尾児童相談所	TEL(0767)53-0811

< 主な医療機関 >

公立能登総合病院	TEL(0767)52-6619
金沢大学附属病院	TEL(076)265-2000
金沢医科大学病院	TEL(076)286-3511
石川療育センター	TEL(076)229-3033
山中温泉医療センター	TEL(0761)78-0301
国立病院機構医王病院	TEL(076)258-1180



< 県立特別支援学校 >

障害種	学校名	電話番号	障害種	学校名	電話番号
視覚	県立盲学校	(076)262-9181	知的	県立明和養護学校	(076)246-1133
聴覚	県立ろう学校	(076)242-6218		県立明和養護松任分校	(076)276-6899
肢体不自由	県立小松瀬領養護学校	(0761)46-1324		県立七尾養護学校	(0767)67-1244
	県立養護学校	(076)248-0661		県立七尾養護輪島分校 (H20.4.1開校予定)	(0768)42-3121
肢体知的	県立総合養護学校	(076)258-1715		県立七尾養護珠洲分校	(0768)82-5401
知的	県立錦城養護学校	(0761)73-3101	病弱	県立医王養護学校	(076)257-0572
	県立小松養護学校	(0761)41-1215		県立医王養護小松みどり分校	(0761)24-0103

参考・引用文献

今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）

H15.3 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議
小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥/多動性障害）
高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）
H16.1 文部科学省

発達障害者支援法 H16.12

発達障害のある学生支援ガイドブック

～確かな学びと充実した生活をめざして～

H17.5 独立行政法人国立特殊教育総合研究所
特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）

H17.12.8 中央教育審議会

発達障害のある人の雇用管理マニュアル

H18.3 厚生労働省 発達障害者雇用促進マニュアル作成委員会
一人一人の輝く笑顔のために No.3 気づきから支援へ
～学習や行動、対人関係等で支援を必要とする子どもたちのために～

H18.12 石川県教育委員会

みんなで支える特別支援教育 ～高等学校教員のために～

H19 青森県教育委員会

高等学校におけるLD・ADHD・高機能自閉症等のある生徒の

理解と支援のために（改訂版）

H19.3 大阪府教育委員会

みんなが充実した高校生活を送るために

～LD・ADHD・高機能自閉症等と思われる生徒の理解と支援のために～

H19 埼玉県教育委員会

発達障害者支援法の見直しにあたって

～全国LD親の会の保護者・本人の声～

H19.6 全国LD親の会

高等学校における特別支援教育

高等学校教員のための特別支援教育推進資料

H19.3 東京都教育委員会

高等学校における発達障害のある生徒の理解と支援のために

H19 岡山県教育委員会

特別支援教育 ～充実した高校生活のために～

H19.11 特別支援教育研究 日本文化科学社

高等学校における特別支援教育の推進

H19.5 石川県高等学校発達障害サポートチーム連絡会資料
富山大学保健管理センター准教授 西村 優紀美

いしかわ教育の日
11月1日

いしかわ教育ウィーク
11月1日～7日

最近の教育を取り巻く環境は、家庭や地域社会の教育力の低下、子供たちの規範意識や公共心の欠如、少年による非行の増加、さらには、児童生徒の学力低下など、様々な教育問題に直面しています。

こうした問題を解決していくためには、学校や教職員が一層の努力をすることはもちろん、県民一人一人が改めて教育問題について真剣に考え、学校、家庭、地域社会が一体となって、子供たちの豊かな心の育成と確かな学力の向上に努めていくことが重要です。

こうした中、石川県では、教育について県民全体で考える気運を盛り上げる契機として、11月1日を「いしかわ教育の日」とし、また教育の日にふさわしい取組を集中的に展開する期間として11月1日から7日までを「いしかわ教育ウィーク」と定める条例を平成17年3月に制定しました。

県民みんなで「教育」について考えてみませんか



<関係機関のホームページ>

石川県教育委員会学校指導課

<http://www.pref.ishikawa.jp/kyouiku/gakkou/tokubetsushien/index.html>

石川県教育センター教育相談課

<http://www.ishikawa-c.ed.jp/kyouikusoudan/tokubetsushien2/sienqa.html>

本県の特別支援教育の取り組みや個別の支援シート等の関係資料、県内特別支援学校の紹介等の情報についてご覧になれます。

<問い合わせ先>

特別支援教育について詳しく知りたい方は下記にお問い合わせください。

石川県教育委員会学校指導課特別支援教育グループ TEL 076-225-1829

石川県教育センター教育相談課特別支援教育担当 TEL 076-298-1729

「高等学校発達障害ハンドブック」

平成20年3月発行

石川県教育委員会事務局学校指導課

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地